

東日本大震災に関する要望書

全国市議会議長会は、東日本大震災に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和元年 8 月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 野 尻 哲 雄
(大分市議会議長)

全国市議会議長会建設運輸委員会
委 員 長 大 矢 根 秀 明
(川西市議会議長)

目 次

東日本大震災からの復旧・復興……………	1
【第95回定期総会決議事項】	
東日本大震災からの早期復旧・復興について……………	4
【第95回定期総会東北部会提出議案議決事項】	
原子力発電所事故災害への対応について……………	9
【第95回定期総会東北部会提出議案議決事項】	

東日本大震災からの復旧・復興

東日本大震災の発生から 8 年が経過した。被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者の生活再建、地域産業の再生や公共施設の復旧等に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による健康問題、汚染廃棄物処理、風評被害等、困難な課題が山積している。

このような中、国は、種々の支援策の実施により被災地の復旧・復興に尽力されているところであるが、復興の進捗に遅れが生じないよう、被災地の要望をより一層丁寧に酌み取り、被災地の立場と視点に立った迅速かつ柔軟な対応を講じていくことが重要である。

よって、国においては、一日も早い被災地全体の復旧・復興の実現に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 東日本大震災からの早期復旧・復興について

- (1) 被災地の実情に応じた復興交付金の柔軟な運用を図るとともに、復旧・復興事業予算及び震災復興特別交付税等の所要額を確保した上で、復興事業が完了するまでの間の継続的な措置を講じること。
また、平成 28 年度より生じている一部の復興事業に対する地方負担額を引き続き最小限にとどめるよう配慮すること。
- (2) 被災者の生活再建や生活基盤回復に向け、抜本的な雇用対策、被災者生活再建支援制度の拡充、災害援護資金貸付制度の柔軟な運用、被災者支援総合交付金による長期的支援など、各種支援措置の充実強化を図ること。
- (3) 震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧、被災地における水産業及び関連産業の復興、被災農地の復旧、地元企業や商店街の早期復旧等、地域産業の復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。

- (4) 公共施設等の復旧・復興に向け、各種災害復旧補助制度に係る補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大を図るとともに、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等に係る対象経費の拡大等を積極的に行うこと。
- (5) 被災自治体における生活保護、介護、医療について、被災地の実情に応じた十分な支援措置を講じることにより、被災者に対する社会保障の充実強化を図ること。
- (6) 災害救急医療の増加経費対策や必要な医師の確保、災害拠点病院整備等、被災地域の医療機関に対し万全の支援措置を講じること。
- (7) 地盤沈下により、その利用に支障が生じている地域に係る土地について、被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し全面的に財政支援措置を講じること。
- (8) 復興庁の設置期限となる令和2年度末を迎えたのち、同庁の後継組織を置くに当たっては、今後における復興施策の進捗状況や効果検証、被災自治体の要望等を踏まえ、復興・創生期間後も対応が必要な事業を確実に実施できる組織とすること。
また、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興が成し遂げられるよう、後継組織に担当大臣を置くこと。

2 原子力発電所事故災害への対応について

- (1) 面的除染完了後も、除去土壌等の適正管理・搬出のほか、仮置場の原状回復などに必要な予算の確保に万全を期すこと。
- (2) 放射能汚染濃度 8,000Bq/kg 超の指定廃棄物（焼却灰等）については、国が確保する最終処分場または中間貯蔵施設へ早期に搬出すること。
- (3) 宅地内等での一時保管を余儀なくされている除染除去土壌等の輸送を推進するため、中間貯蔵施設の早期整備を図るとともに、安全かつ迅速な搬出に向けた十分な調整を行うこと。また、中間貯蔵施設への輸送について、国は各市町村の年度別輸送量を含めた全体的な搬送計画を早期かつ明確に示すとともに、輸送量の拡大を図り、輸送の早期完了に努めること。

- (4) 除去土壌の中間貯蔵施設への輸送が本格化していく中で、市民が放射線量を自分の目で確認するためにも、引き続きリアルタイム線量測定システムは必要であることから、地域住民や関係市町村の意見を聞くことなく、一方的な撤去を行わないこと。
- (5) 産業振興を更に確実なものとするため、風評被害対策への取組を強化し、風評被害の速やかな終息に努めるとともに、農水畜産物等に対する放射性物質対策や生産者への支援等の拡充を図ること。
- (6) 原子力発電所事故の発生に伴い、個人・法人及び自治体が被った全ての損害について、東京電力ホールディングス株式会社が適切で迅速な賠償を行うよう、国が同社へ強く指導すること。
- (7) 原木シイタケをはじめ食品に係る出荷規制の早期解除に向けた取組や諸外国における輸入規制措置の撤廃に向けた更なる取組、有害鳥獣の広域的な規模での処理体制の整備など各種取組に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (8) 健康異常を早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用について全額国庫負担を継続すること。
- (9) 被災地域の復興・再生のために極めて重要な鉄道や道路交通網等のインフラの整備について、整備促進を図るなど必要な措置を講じること。
- (10) 避難指示区域等への支援について、避難者の帰還に向けた生活の再建や心のケア等に必要な支援を行うとともに、地域の復興・再生に向けた取組に対し十分な支援を行うこと。
- (11) いまだに増え続けているトリチウム水について、国民の理解が得られていない状態で海洋放出を行えば、地域住民の安心は崩れ、更なる風評被害が懸念されることから、海洋放出については慎重に決定すること。
- (12) 原子力災害の影響が残る深刻な状況からの着実な復興を成し遂げるためには中・長期的な対応が必要であるため、「復興・創生期間」終了後も引き続き全ての関係自治体の窓口機能を担い、復興の実施主体となる国の機関を残す検討を進めること。

東日本大震災からの早期復旧・復興について

東日本大震災の発生から 8 年以上が経過し、被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、解決すべき課題が数多く山積しております。

国においては、発災以来、国難とも言うべき大震災からの復旧・復興に向け、種々の支援策が実施されておりますが、対処すべき課題も山積みの状況にあり、復興の進捗に遅れが生じないように、被災地の要望を丁寧に酌み取り、迅速かつ柔軟な対応を講じることが重要であります。

つきましては、被災地全体の一日も早い復旧・復興が実現されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要望いたします。

記

1 復旧・復興事業予算の総額確保と実態に即した財政支援等

- (1) 被災地の実情に応じた復興交付金の柔軟な運用を図るとともに、災害復旧事業並びに震災復興事業に係る震災復興特別交付税等地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置を講じること。

また、平成 28 年度より復興交付金事業（効果促進事業）を初めとした一部の復興関連事業に地方負担が生じているが、引き続き地方負担額を最小限にとどめるよう配慮すること。

- (2) 津波被災区域における固定資産税及び都市計画税について、市町村長が行った固定資産税の減免に対し、所要の措置（震災復興特別交付税による財政支援）の継続を図ること。
- (3) グループ化補助金を活用し本設再建を目指す事業者が、実際に事業着手の目途が立った時点で補助制度が活用できるよう、平成 31 年度以降の制度継続を早期に明示して頂くとともに、採択案件分の予算を基金化するなどし、各事業者が必要とする時期に交付されるよう、被災地の実情に合わせた安定的な制度の運用を講じること。

- (4) 津波により被災した土地の利活用の推進に当たり、点在する被災（移転）跡地の集約や関連する復興事業との調整などに相当の期間を要すると見込まれることから、令和2年度までの「復興・創生期間」における被災（移転）跡地の利活用に係る予算枠の確保及びより柔軟な復興交付金制度の運用を講じること。

2 被災者の生活再建支援等

- (1) 被災者の生活再建に向けて、被災者の就業先確保に必要な措置を講じるほか、長期的継続雇用となる事業の創設等、抜本的な雇用対策を講じること。
- (2) 被災者の生活基盤回復のため、被災者生活再建支援制度等の拡充や宅地の復旧、二重ローン対策等最大限の支援策を講じること。
- (3) 借受人の生活状況に合わせ、自治体が災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に規定する支払猶予を適用し、借受人の自治体に対する償還期間の延長を認める場合には、国も自治体の国に対する償還期間を延長すること。

また、自治体が法令に基づき貸付金に係る債権を免除する場合には、国も自治体への債権を免除すること。免除できないものがある場合には、その要件を法令等で明示すること。

さらに、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令に規定する「無資力又はこれに近い状態」を具体的に明示すること。

あわせて、債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について助成を行うとともに、早期に国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

- (4) 被災者支援総合交付金で実施している心のケア・見守り等の事業について、被災者の健康保持・孤立防止のため、生活環境の変化等による体調悪化予防や心のケアを中長期的に継続して推進する必要があることから、交付期間を延長すること。

3 地域産業の復旧・復興に対する支援

- (1) 震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧や地域経済の回復・復興を速やかに進めることができるよう、当該施設等に対する国庫支出金制度を創設すること。
- (2) 被災地における水産業及び関連産業の復興のため、被災地の漁業者や水産加工業者のニーズに柔軟に対応した支援が可能となるよう、復興交付金の柔軟な運用等被災自治体の実情に応じた財政支援を講じること。
- (3) 地元企業や商店街の早期復旧に向けて、施設・設備等の復旧・整備に対する補助制度の継続や予算枠の拡大、当面の事業継続等に資する金融・税制措置を講じること。
- (4) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金において、交付申請期限を平成31年3月末から令和3年3月末まで、事業完了期間を令和3年3月末から令和5年3月末まで、それぞれ2年延長を行うこと。
また、事業完了期限などの課題が生じた場合には、再延長を含め、復興の状況を踏まえた柔軟な措置を講じること。

4 公共施設等の復旧・再整備

- (1) 被災自治体の甚大な被害及び復旧・復興に向けた多額の財政需要があることから、各種の災害復旧補助制度にかかる補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等にかかる対象経費の拡大等を積極的に行うこと。
- (2) 公共施設等にかかる災害復旧補助制度については、この間、各府省において事務手続きの簡素化が進められているところであるが、その趣旨が実務に十分反映されるよう、引き続き各関係機関への周知徹底を図ること。
- (3) 地域コミュニティの再構築を始め、健全な市民生活の維持に欠かせないコミュニティ施設、文教施設、医療施設、社会福祉施設等の復旧について、その設置主体の如何を問わず、既存の枠組みにとらわれない柔軟かつ十分な財政措置を講じること。

5 被災者に対する社会保障等

- (1) 復旧・復興に向けた膨大な財政需要が見込まれる被災自治体において、今後生活保護世帯の増加が見込まれることを考慮し、恒久的に生活保護経費の全額を国庫負担とする等財政措置を講じること。
- (2) 介護保険財政の健全な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、介護給付費負担金について、国の負担割合を30%に増やし確実に配分するとともに、制度改正に伴い必要となる経費について十分な助成措置を講じること。
- (3) 介護保険制度について、財政支援が必要な保険者に対しては、それぞれの実態を踏まえ、第一号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、財政調整交付金について国庫負担分とは別枠での財政措置を行うなど、適切かつ十分な財政措置を講じること。
- (4) 介護分野において質の高い人材を安定的に確保できるよう、適正な介護報酬水準の確保を含め、介護従事者の処遇改善や労働環境整備に向けた更なる措置を講じること。
- (5) 介護保険の給付費の増加等による保険料の上昇を踏まえ、低所得者に対する保険料や利用料の軽減策については、国の責任において適切な財政措置を講じること。
- (6) 災害で受けたショックや心の健康等に対応できるよう、精神科医、保健師、看護師、臨床心理士等専門職の確保について、人件費の支援等、必要な支援措置を講じること。

6 医療機関に対する支援等

- (1) 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。
- (2) 被災自治体による今後の災害対応を見据えた災害拠点病院整備に対し、被災自治体に負担を求めない国庫助成制度を創設すること。

- (3) 震災後の地域医療復興対策として、地域医療再生基金については、被災地の医療実情に応じた対応が可能となるよう用途の弾力化、基金の増額措置等制度の拡充を講じること。

7 今後の防災対策等

大規模かつ広汎な地盤沈下によりその利用に支障が生じている地域に係る土地について、買い取りを行うとともに、被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し、全面的に財政支援を行うこと。また、地盤沈下に伴う雨水排水対策として排水機場の増設を計画しているが、その施設が完工するまでの応急対応に必要な経費についてその全額を国において負担し、対処すること。

8 復興庁後継組織の設置

国は、平成31年3月8日の閣議決定により、復興庁の設置期限である令和2年度末以降においても、復興を成し遂げるための後継組織を置くことを明らかにしたが、そのあり方の検討に当たっては、被災各地の抱える課題が一層多様化している現状を十分踏まえ、引き続き各自治体の課題にきめ細かく対応し、復興事業の支援・総合調整等を実施していくことができる組織とすること。

原子力発電所事故災害への対応について

東日本大震災及び原子力発電所事故の発生から 8 年余が経過しましたが、今なお、多くの住民が避難生活や放射能に不安を感じる生活を余儀なくされております。

被災自治体においては、一日も早い安全・安心の回復と住民生活の安定を図るため、復旧・復興に向けた取組を鋭意進めておりますが、汚染廃棄物対策、被災者の生活再建、住民の健康管理、風評対策など、依然として乗り越えなければならない課題も山積しております。

東日本大震災及び原子力災害は、世界で初めての事例となる災害であるという考えに立ち、迅速かつ柔軟な対策を講じることが必要であり被災者の立場と視点に立ち、あらゆる対策を継続的に講じていく必要があります。

つきましては、下記の事項について特段の御配慮を賜りますよう強く要望いたします。

記

1 放射性物質対策事業の推進について

- (1) 面的除染完了後も、除去土壌等の適正管理・搬出のほか仮置場の原状回復などに必要な予算の確保に万全を期すこと。
- (2) 放射能汚染濃度 8,000Bq/kg 超の指定廃棄物（焼却灰等）については、国が確保する最終処分場又は中間貯蔵施設へ早期に搬出すること。
- (3) 平成 28 年度から除染に伴い発生した除去土壌等の本格輸送が開始されたものの、除染等により発生した除去土壌等については、これまで現場保管を中心に進めてきたことから、宅地内等での一時保管を余儀なくされている状況である。

ついては、輸送を推進するため、中間貯蔵施設の早期整備を図るとともに、安全かつ迅速な搬出に向けた十分な調整を行うこと。

また、中間貯蔵施設への輸送について、国は各市町村の年度別輸送量を含めた全体的な搬送計画を早期かつ明確に示すとともに、輸送量の拡大を図り、輸送の早期完了に努めること。

- (4) 放射性廃棄物に関する最終処分までの計画を提示すること。
- (5) リアルタイム線量測定システムについては、除去土壌の仮置場から中間貯蔵施設への輸送が本格化する状況においても、住民が放射線量を自分の目で確認するとともに、放射線に関する情報を国、東京電力ホールディングス株式会社と共有し、対策を進めるためのリスクコミュニケーションへ取り組んでいく観点からも必要であり、一方的な撤去を行わないこと。
- (6) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、放射性物質に汚染された土砂等の除去をはじめ、流出や飛散等の拡散を防止するため、ため池の落水ができず利水管理が困難な状況である。

原子力災害からの復興・再生に関する事業については、事業量に応じ、令和2年度以降も継続して実施する必要があるとあり、各市町村においては、ため池放射性物質への対策として、「ため池の放射性物質対策技術マニュアル」に基づき、農業水利施設の多面的機能の保全・回復を行い、営農再開促進及び農業復興に取り組んできたところである。

については、当該事業の財源である「福島再生加速化交付金」及び震災復興特別交付税等の計画延長並びに財政措置を講ずること。

- (7) 福島県県民健康調査における甲状腺検査では、甲状腺がん発症率に県内における地域差が認められない状況にあり、県民健康調査検討委員会甲状腺検査評価部会の甲状腺に関する中間とりまとめにおいては、東京電力福島第一原子力発電所事故による影響は考えにくいとされていることから、この評価の確証を得るため、被ばくと甲状腺がんの因果関係を検証すること。
- (8) 水道が未普及のため井戸水を飲料水として使用している地域について、放射性物質による水質の不安を解消するために水道施設整備を実施する場合、その事業に要する費用は全て国が負担すること。

- (9) 山林の除染手法に関する調査研究を強化し、除染により発生する廃棄物の減容化技術も含め効率的で効果的な除染手法を早期に確立すること。
- (10) 風評被害の防止・解消に向けた対策を強化し、被害の早期払拭を図ること。

2 原子力損害賠償の適正な実施及び迅速化について

- (1) 被災者が独自に行った除染費用について、東京電力ホールディングス株式会社において全額賠償するよう国の責任において強く指導すること。
- (2) 原子力災害に伴う市税等の減収について全額賠償するよう、国は東京電力ホールディングス株式会社に対し強く指導すること。
- (3) 原子力災害に伴う風評は、福島県内の観光業、商工業、サービス業や中小企業、商店街、更には農畜産物等の生産者や加工業者に深刻な損害を及ぼしていることから、国内外への正確な情報提供や販路拡大など、風評を早期に払拭するための取組みを強化するとともに、風評による損害に対する完全な賠償を早急に行うよう、国が東京電力ホールディングス株式会社に対し強く指導すること。

また、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、個別具体的な事情をしっかりと伺いながら、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行うよう、併せて指導すること。

- (4) 避難指示区域外における農林業の賠償については、依然として被害が発生している状況を踏まえ、新算定方式でも十分な賠償が確実に継続されるようにすること。
- (5) 被災者が公平に賠償を受けられるよう、文部科学省設置の原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を、被害の状況が類似している地域等において同様に生じている損害に適用し、直接請求により全ての被害者へ確実かつ迅速に賠償を行うよう東京電力ホールディングス株式会社に求めること。

- (6) 原子力損害の賠償に関する法律第3条に基づく各被災自治体による損害賠償請求については、賠償範囲の最小限の基準である原子力損害賠償紛争審査会の中間指針に明記されている被害に限らず、損害の範囲を幅広く捉え、個別具体的な事情や東京電力福島第一原子力発電所事故を発端として発生したことが明らかな損害等、その実態に基づき迅速かつ確実に対応するよう東京電力ホールディングス株式会社に対し強く求めること。
- (7) 住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用、地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用及びこれらの事業の実施に係る職員の人件費については、東京電力福島第一原子力発電所事故との因果関係が明らかであることから、賠償請求手続の簡素化に取り組むとともに、迅速かつ確実に賠償を行うよう東京電力ホールディングス株式会社に働きかけること。
- (8) 東京電力福島第一原子力発電所事故の発生により、個人・法人及び自治体が被った全ての損害に対し、東京電力ホールディングス株式会社が適切で迅速な賠償を行うよう国が東京電力ホールディングス株式会社に対し強く指導すること。

3 原子力災害にかかわる各種施策に対する支援について

- (1) 観光誘客に係る財政支援について、原子力災害に伴う風評は、入込客数の落ち込みなど観光産業に深刻な影響を及ぼしており、誘客に係る各種施策の推進が重要となっている。
ついては、観光地のハード整備経費及び観光施策の人的支援など各種施策に要する費用について財政措置を講じること。
- (2) 工業団地等整備に係る財政支援について、原子力災害からの復興に向けては、安定した雇用の確保や企業の受け皿としての工業団地の整備など、将来を見据えた対応が急務であることから、地域経済の活性化を図り、原子力災害からの復興を強力に推進するため、企業誘致に係る助成制度及び新たな工業団地の整備に係る財政措置を講じること。

(3) 捕獲した有害鳥獣の処理については、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、捕獲圧が低下したイノシシ等の有害鳥獣が増加する中、狩猟者及び狩猟者団体の協力により捕獲事業を実施し、埋め立てにより死骸を処理しているが、捕獲数の増加に伴い、埋め立て処分を行う場所が不足している。

については、今後更に捕獲数が増加する有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での処理体制を整備するため、復興財源の活用も含めて十分な財源を確保するとともに、対策を強化すること。

(4) 国民健康保険税、介護保険料の減免及び一部負担金等の免除の継続と避難指示等の対象区分けによらない同一市域内全域の減免・免除に向けたさらなる拡充を行うこと。

(5) 住民が安心して生活できる環境が整備されるまでの間、高速道路無料措置の延長を行うこと。また、避難指示区域等に指定されている地域と指定されていない地域が混在している市においては、全ての避難者が無料化措置を受けられるよう、対象範囲を拡大すること。

(6) 常磐自動車道について、原発廃炉作業や中間貯蔵施設への除去土壌等の搬出の本格化に伴い、交通量の増加による渋滞が見込まれることから、全線4車線化を図るとともに、常磐自動車道へのアクセス性を向上させ、避難住民の帰還促進や企業誘致といった沿線自治体の復旧・復興の加速化に資するため、(仮称)小高スマートインターチェンジの早期事業化を図ること。

(7) ホールボディカウンターによる内部被ばく検査、ガラスバッジ、甲状腺のエコー検査、血液検査等、健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用の全額国庫負担を継続すること。

(8) 除染を必要とする全ての地域が東京電力福島第一原子力発電所事故以前の健全な状態へ回復するまでの間、固定資産税を免除するとともに、原子力災害に伴う市税等の減収分については、その補てん財源である震災復興特別交付税の財源措置を継続すること。

- (9) 避難者の帰還と地域の復興・再生に向け、地域の安全・安心を確保するため行う除染をはじめとした放射能対策や生活環境の改善、産業の振興、雇用の創出などの取組に対し十分な支援を行うこと。更に、地域住民が行う復興・再生へ向けた自主事業に対する財政支援を行うこと。
- (10) 自主避難者の帰還に伴う生活の再建及び心のケアに必要な支援を行うこと。

4 東京電力福島第一原子力発電所からのトリチウム水海洋放出について

いまだに増え続けているトリチウム水について、国民の理解が得られていない状態で海洋放出を行えば、地域住民の安心は崩れ、さらなる風評被害が懸念されることから、国民・市民の理解が得られていないトリチウム水の海洋放出については慎重に決定すること。

5 原子力災害にかかわる中長期的な対応について

原子力災害の影響が未だ残る深刻な状況からの着実な復興を成し遂げるためには中・長期的な対応が必要であるため、「復興・創生期間」終了後も引き続き全ての関係自治体の窓口機能を担い、復興の実施主体となる国の機関を残す検討を進めること。